

第 号議案

専決処分の承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 年 月 日

品川区長 森 澤 恭 子

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和6年4月1日下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めらる。

記

品川区特別区税条例の一部を改正する条例

品川区特別区税条例（昭和39年品川区条例第48号）の一部を次のように改正する。

第36条第2項中「によつて」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、区長が、当該者が前項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、区民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

付則第2条の5中「、法附則第4条の4第3項」を「法附則第4条の5第3項」に、「および法附則第4条の4第3項」を「ならびに法附則第4条の5第3項」に改め、同条を付則第2条の6とし、同条の前に次の1条を加える。

（令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第2条の5 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規

定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り、以下この項および次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第17条の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の区民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

2 前項前段の場合において、第17条の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の区民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第23条第1項または第4項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものおよびその時までに提出された第24条第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合

(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

付則第3条の6の次に次の4条を加える。

(令和6年度分の区民税の特別税額控除)

第3条の7 令和6年度分の区民税に限り、法附則第5条の8第4項および第5項に規定するところにより控除すべき区民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者(次条および付則第3条の9において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第18条から第20条の2まで、付則第2条の4第2項、付則第3条の2、付則第3条の3第1項、付則第3条の5の2第1項および前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第19条の2第2項、第35条の5第1項および前条の規定の適用については、第19条の2および前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項および第5条の8第6項」と、第35条の5第1項中「課した」とあるのは「付則第3条の7第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「付則第3条の7第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の区民税の納税通知書に関する特例)

第3条の8 令和6年度分の区民税に限り、区民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第29条の規定にかかわらず、次に定めるところ

ろによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る区民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る区民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る都民税の額（法附則第5条の8第1項および第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る都民税の額をいう。）および普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る区民税の額、普通徴収に係る都民税の額および普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、または当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第28条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項および次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。
- (2) 特別税額控除額対象納税義務者の普通徴収の住民税に係る特別税額控除

額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第28条第1項に規定する第2期の納期（以下この項および次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第28条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）および同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期および第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期および第3期納期においてはしないものとし、第4

期納期においてはその者の普通徴収に係る区民税の額、普通徴収に係る都民税の額および普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

- 2 令和6年度分の区民税（第1期納期から第35条第1項の規定により普通徴収の方法によつて徴収されることとなつたものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によつて徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る区民税に関する特例）

第3条の9 令和6年度分の区民税に限り、第35条の2第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る区民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の区民税」という。）の額および同条第2項の規定により普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る区民税の額については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る区民税の額（付則第3条の7第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第35条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額および均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号および第5号において同じ。）の合算額（以下この号および第5号において「年金所得に係る所得割額および均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号および第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額および均等割額の合算額を控除した額（以下この項および第3項において「年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る区民税の額（特別税

額控除前の年金所得に係る区民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る区民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る区民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、または当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る区民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期および第2期納期に普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る区民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）ならびに第35条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る区民税の額（以下この項および第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る区民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、または当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係

る区民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額および特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額およびその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額および特別徴収対象税額は、第1期納期および第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額およびその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31



日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額およびその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額およびその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額および特別徴収対象税額は、第1期納期および第2期納期ならびに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額およびその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額およびその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額および特別徴収対象税額は、第1期納期および第2期納期ならびに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額および均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第35条の4の規定の適用について

は、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「付則第3条の9第1項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の区民税に限り、年金所得に係る特別徴収の区民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る区民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る区民税の額から第35条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、または当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る区民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第35条の5第2項の規定により読み替えられた第35条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第35条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「付則第3条の9第3項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の区民税につき第35条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の区民税の特別税額控除)

第3条の10 令和7年度分の区民税に限り、法附則第5条の12第3項および第4項に規定するところにより控除すべき区民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第18条から第20条の2まで、付則第2条の4第2項、付則第3条の2、付則第3条の3第1項、付則第3条の5の2第1項および付則第3条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

付則第4条第2項中「前条」を「付則第3条の6」に改め、同条第3項中「第20条の2第1項」の次に「、付則第3条の7第1項および前条」を加え、「同項」を「第20条の2第1項」に、「とあるのは、「」を「とあるのは「」に、「とする」を「と、付則第3条の7第1項中「および前条」とあるのは「、前条および付則第4条第2項」と、前条中「および付則第3条の6」とあるのは「、付則第3条の6および次条第2項」とする」に改める。

付則第7条第3項に次の1号を加える。

(5) 付則第3条の7および付則第3条の10の規定の適用については、付則第3条の7第1項および付則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第7条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

付則第9条第3項に次の1号を加える。

(5) 付則第3条の7および付則第3条の10の規定の適用については、付則

第3条の7第1項および付則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、  
「所得割の額ならびに付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の  
額」とする。

付則第10条第3項に次の1号を加える。

- (5) 付則第3条の7および付則第3条の10の規定の適用については、付則  
第3条の7第1項および付則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、  
「所得割の額ならびに付則第10条第1項の規定による区民税の所得割  
の額」とする。

付則第12条第5項に次の1号を加える。

- (5) 付則第3条の7および付則第3条の10の規定の適用については、付則  
第3条の7第1項および付則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、  
「所得割の額ならびに付則第12条第1項の規定による区民税の所得割  
の額」とする。

付則第13条第2項に次の1号を加える。

- (5) 付則第3条の7および付則第3条の10の規定の適用については、付則  
第3条の7第1項および付則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、  
「所得割の額ならびに付則第13条第1項の規定による区民税の所得割  
の額」とする。

付則第14条第2項に次の1号を加える。

- (5) 付則第3条の7および付則第3条の10の規定の適用については、付則  
第3条の7第1項および付則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、  
「所得割の額ならびに付則第14条第1項の規定による区民税の所得割

の額」とする。

付則第14条の2第2項に次の1号を加える。

- (5) 付則第3条の7および付則第3条の10の規定の適用については、付則第3条の7第1項および付則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

付則第14条の2第5項に次の1号を加える。

- (5) 付則第3条の7および付則第3条の10の規定の適用については、付則第3条の7第1項および付則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第14条の2第3項後段の規定による区民税の所得割の額」とする。

付則第14条の3第2項に次の1号を加える。

- (5) 付則第3条の7および付則第3条の10の規定の適用については、付則第3条の7第1項および付則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第14条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

付則第14条の3第5項に次の1号を加える。

- (5) 付則第3条の7および付則第3条の10の規定の適用については、付則第3条の7第1項および付則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第14条の3第3項後段の規定による区民税の所得割の額」とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明) 地方税法等が改正されたことに伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分したので、これを報告し、承認を求める。

令和 6 年度

品川区一般会計補正予算

品 川 区





第 号議案

令和 6 年度

品川区一般会計補正予算



# 令和6年度品川区一般会計補正予算（第1号）

令和6年度品川区の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,168,114千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ206,824,114千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和 年 月 日提出

品川区長 森 澤 恭 子

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
14	都支出金	18,816,737	3,168,114	21,984,851
	2 都補助金	9,906,140	3,168,114	13,074,254
	歳 入 合 計	203,656,000	3,168,114	206,824,114

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	24,930,655	2,124,051	27,054,706
	3 徴税費	1,153,705	2,124,051	3,277,756
3	民生費	104,213,043	1,044,063	105,257,106
	2 児童福祉費	58,399,678	74,357	58,474,035
	3 生活保護費	12,450,783	969,706	13,420,489
	歳 出 合 計	203,656,000	3,168,114	206,824,114

第 号議案説明

令和6年度

品川区一般会計補正予算説明書



歲入歲出補正予算事項別明細書



歳 入

1 4 款 都支出金

3,168,114千円

2 項 都補助金

3,168,114千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費補助金	千円 37,652	千円 3,168,114	千円 3,205,766
計	9,906,140	3,168,114	13,074,254

節		説	明
区 分	金 額		
4 物価高騰対策 重点支援地方 創生臨時交付 金	千円 3,168,114	充当事業：定額減税補足給付金 充当事業：子育て世帯生活支援特別給付事業 充当事業：住民税非課税世帯等物価高騰対策支援給付金	千円 2,124,051 74,357 969,706

1 4 款 都支出金

歳 出

2 款 総務費

2,124,051千円

3 項 徴税費

2,124,051千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国都支出金	特別区債	その他	
1 税務管理費	千円 1,153,705	千円 2,124,051	千円 3,277,756	千円 2,124,051 都支出金 2,124,051	千円	千円	千円
計	1,153,705	2,124,051	3,277,756	2,124,051	0	0	0

3 款 民生費

1,044,063千円

2 項 児童福祉費

74,357千円

4 子育て応援 費	12,265,892	74,357	12,340,249	74,357 都支出金 74,357			
計	58,399,678	74,357	58,474,035	74,357	0	0	0

3 款 民生費

1,044,063千円

3 項 生活保護費

969,706千円

1 生活保護費	12,450,783	969,706	13,420,489	969,706 都支出金 969,706			
---------	------------	---------	------------	----------------------------	--	--	--

節		説 明	千円
区 分	金 額		
11 役務費	13,668	定額減税補足給付金【税務課】	2,124,051
12 委託料	122,056	定額減税補足給付金 53,000人	1,987,730
		コールセンター等委託	82,940
13 使用料及び賃借料	597	システム運用経費	39,116
		郵送料等	14,265
18 負担金補助及び交付金	1,987,730		

10 需用費	62	各種手当事業【子育て応援課】	74,357
		子育て世帯生活支援特別給付事業	74,357
11 役務費	127	子育て世帯生活支援特別給付金 1,400人 (住民税非課税世帯等物価高騰対策支援給付金のこども加算分)	70,000
12 委託料	4,168	コールセンター等委託	3,168
19 扶助費	70,000	システム運用経費	1,000
		郵送料等	189

10 需用費	151	住民税非課税世帯等物価高騰対策支援給付金【生活福祉課】	969,706
		給付金	930,000
11 役務費	3,082	住民税非課税世帯 8,400世帯	
12 委託料	36,225	住民税均等割のみ課税世帯 900世帯	
		コールセンター等委託	30,660

2 款 総務費 3 款 民生費

3款 民生費  
3項 生活保護費

1,044,063千円

969,706千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国都支出金	特別区債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	12,450,783	969,706	13,420,489	969,706	0	0	0

節		説	明
区 分	金 額		
13 使用料及び賃借料	千円 248	システム運用経費	千円 5,565
		郵送料等	3,481
18 負担金補助及び交付金	930,000		

3 款 民生費

議員提出第 号議案

中塚亮議員に対する議員辞職勧告決議

上記の議案を会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和 年 月 日

提出者

安藤 たい作	のだて 稔 史
石田 ちひろ	鈴木 ひろ子
須貝 行 宏	藤原 正 則
筒井 ようすけ	西本 たか子
おぎの あやか	やなぎさわ 聡

品川区議会議長

渡 辺 ゆういち 様

## 中塚亮議員に対する議員辞職勧告決議

中塚亮議員が特定の人に対してわいせつな言葉による性暴力、セクシャルハラスメント行為を繰り返していたことが被害者の告発によって発覚し、本人も事実と認め、党から議員辞職を求められたが受け入れなかったため、同党を除籍処分となったとの声明が、令和5年12月7日に日本共産党品川地区委員会により出され、その内容が読売新聞、朝日新聞等において報道された。

報道に接した区民をはじめ多くの方から、議員、議会に対し非難と厳正な処分を求める声が寄せられた。品川区議会としても看過できず、議会運営委員会において、日本共産党品川区議団の説明を聴取し、質疑を行った。各会派から事実確認のため中塚亮議員に説明を求める意見が出され、令和6年2月8日、会派・無所属議員の代表による聴取及び質疑を行った。その場でも、中塚亮議員は自らの加害の事実を全て認めた。日本共産党品川区議団からは、「被害者は中塚亮議員の議員辞職を強く望んでいる」「共産党として辞職するよう何度も説得したが応じない」との言及があり、理由を問われた中塚亮議員からは「セクハラ行為は認めるが、辞職は処分として重過ぎると考える」といった趣旨の発言があった。

議員は規範となる行動が期待され、ハラスメント行為に対しては厳格な態度で臨む自覚と責任が求められる。また、令和6年第1回定例会において「ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例」が全会一致で可決されたが、その基本理念には、ハラスメント・人権侵害の根絶を謳い、禁止事項として、「何人も、性別等に起因する差別的取扱い、配偶者暴力等、ハラスメントその他の性別等に起因する人権侵害を行ってはならない」と定められており、中塚亮議員自身が総務委員会の委員として議案を審査、賛成している。自らの行為を認めておきながら、議員を続けることは明らかに自己矛盾である。到底、区民には理解を得られず、議会への期待と信頼を損なう現状を議会として看過することはできない。

中塚亮議員は、区民の信託を受けた議員として自覚を著しく欠いた行為の責任の重さを自覚し、自らの意思で議員を辞職すべきである。

よって、品川区議会は、中塚亮議員に対し、速やかに議員を辞職するよう強く求める。

以上、決議する。

令和 年 月 日

品 川 区 議 会



## 本会議運営（案）

第1回臨時会 令和6年4月23日 午前10時開議

議事日程（1）			
	第1	会期の決定について（4月23日 1日間）	
堀越副区長 説明	第2	第42号議案	専決処分の承認を求めることについて 総務委員会付託
新井副区長 説明	第3	第41号議案	令和6年度品川区一般会計補正予算 ※本会議休憩後、各常任委員会を開催 ①総務委員会にて事件、厚生・文教委員会にて予算（歳出）審査。 各常任の予算（歳出）審査終了後、総務委員会を再開し予算総合 審査。 ②総務委員会終了後、議会運営委員会を開催し議事日程の確認。 ③本会議を再開し、委員長報告の後、表決。 総合審査 総務委員会 歳出審査 各常任委員会 付託
<b>追加議事日程</b>		追加議事日程の日程への追加について諮る	
安藤たい作 議員 説明	第1	議員提出 第2号議案	中塚亮議員に対する議員辞職勧告決議 ①議場即決を諮る ②討論あり（反対：松本ときひろ議員） ③決議の採決 簡易・起立
終了予定 3 : 15			

議 事 日 程 ( 1 )

第 1 回臨時会      令和 6 年 4 月 2 3 日      午前 1 0 時開議

第 1      会 期 の 決 定 に つ い て

第 2      第 4 2 号議案      専決処分の承認を求めることについて

第 3      第 4 1 号議案      令和 6 年度品川区一般会計補正予算

追 加 議 事 日 程

第 1 回 臨 時 会                    令 和 6 年 4 月 2 3 日

第 1    議員提出第2号議案    中塚亮議員に対する議員辞職勧告決議